

学生寮等矢板市在住学生支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、親元を離れ矢板市内に住所を有する生徒及び学生に支援物品を交付することにより、当該生徒及び学生の学業及び生活への支援を図るとともに、本市に対する愛着等を育むことで、将来にわたり本市への移住定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住所 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録された住所をいう。
- (2) 生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する者をいう。
- (3) 学生 学校教育法に規定する大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校に在籍する者をいう。

(支援対象者)

第3条 支援物品の交付を受けることができる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該年度末において満16歳以上である者
- (2) 申請日時点において進学等を目的とし本市に転入した者
- (3) 申請日時点において扶養者と居を別にする者
- (4) 申請日時点において生徒又は学生である者
- (5) 申請日時点において本市に住所を有する者

(支援物品)

第4条 交付する支援物品は、支援対象者1人につき10,000円相当の金券類とする。この場合において、支援物品の交付は1人につき1回限りとする。

(申請の受付期間)

第5条 申請の受付期間は、当該年度の4月1日から2月末日までの間とする。

(交付申請)

第6条 支援物品の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、学生寮等矢板市在住学生支援事業支援物品交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 生徒又は学生であることが確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者のうち、市内の学校等に在籍するものは、当該学校等に支援物品の交付申請及び請求を委任することができる。

3 前項の場合において、市内の学校等の長は、学生寮等矢板市在住学生支援事業支援物品交付申請書（学校等申請用）（別記様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の学生寮等矢板市在住学生支援事業支援物品交付申請委任状（別記様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、交付を決定し、当該申請者に支援物品を交付するものとする。

(事業の周知)

第8条 市長は、事業の実施に当たり、支援対象者の要件、申請の方法、申請の受付開始日等の事業の概要について、市ホームページその他の方法による住民への周知を行うものとする。

(交付ができない場合の取扱い)

第9条 第6条の規定による申請内容に不備等があり支援物品の交付ができない場合で、市が確認等に努めたにもかかわらず、第5条の申請の受付期間内に当該申請内容の補正が行われないうことその他申請者の責めに帰すべき事由により支援物品の交付ができないときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、支援物品の交付を受けた後に支援対象者の要件に該当しない者であること又は偽りその他不正の手段により支援物品の交付を受けた者であることが判明したときは、交付された支援物品の額面金額の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

第1条 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 令和5年度に支援物品の交付を受けた者であって、現に生徒又は学生であるものについては、既に交付した支援物品と増額された支援物品との差額分を追

加して交付することができる。

- 2 前項の場合において、交付を受けようとするものは、第6条に掲げる書類を市長に提出しなければならない。